

経済産業省

20241129電委第5号

2024年12月2日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「需給調整市場ガイドライン」の改定に関する建議について

「需給調整市場ガイドライン」(2024年3月25日最終改定)については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添のとおり改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

需給調整市場ガイドライン 改定事項

● 調整力 kWh 市場

- 限界費用は、1 単位追加的に発電した際に追加的に増加する費用であることを踏まえ、同一出力帯における上げ調整時の限界費用と下げ調整時の限界費用は一致させることとする旨、記載する。
- 卸電力市場価格等を機会費用として上げ調整の kWh 価格に引用する場合、下げ調整の kWh 価格は、以下の算定式とする旨、記載する。また、卸電力市場価格等を機会費用として下げ調整の kWh 価格に引用する場合、以下の算定式を逆算して上げ調整の kWh 価格を登録することとする旨、記載する。
$$\text{下げ調整の kWh 価格} = \text{上げ調整の kWh 価格} \div 1.1 \times 0.9$$
- 一定割合は、「限界費用（円/kWh）×10%」とする旨、記載する。

● 調整力 ΔkW 市場

- B 種電源の一定額は、「当年度分」の固定費回収のための合理的な額を上回らない範囲で決定される旨、記載する。
- 固定費回収のための合理的な額は、以下の考え方にしたがって算定する旨、記載する。
 - ・ 固定費回収の対象期間は適切に期間按分された固定費の当年度分とする。
 - ・ 固定費回収の上限額は、当年度分の減価償却費等を含む固定費（※1）から他市場で得られる収益（※2）を差し引いた額とする。
（※1）需給調整市場への参加のための制度見直しに伴うシステム改修費については、年度単位の回収計画を立てた上で、ΔkW に算入することを認める。
（※2）容量市場収入額については、経過措置により容量市場収入を得ていない額についても、収入を得たとみなす。
- 固定費回収後の一定額は、0.33 円/ΔkW・30 分（A 種電源）とする旨、記載する。
- 逸失利益（機会費用）は、需給調整市場への応札に伴い発生するものに限る旨、記載する。
- 起動費等の入札価格への反映は、1 回分までしか認めない旨、記載する。また、取り漏れが生じた起動費等については、その相当分の額について、一般送配電事業者と発電事業者等の間で事後精算を行うことを許容する旨、記載する。